

生駒市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、住民監査請求の監査結果に係る措置について生駒市長から通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成24年10月11日

生駒市監査委員	藤本勝美
生駒市監査委員	井上圭吾
生駒市監査委員	中谷尚敬

生市活第155号

平成24年10月11日

生駒市監査委員 藤本勝美 様

生駒市監査委員 井上圭吾 様

生駒市監査委員 中谷尚敬 様

生駒市長 山下 真

住民監査請求に係る監査の結果（勧告）により行った措置について（通知）

このことについて、平成24年5月7日付け生監第27号により住民監査請求に係る監査の結果（勧告）について下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

記

1 勧告の内容

- (1) 推進会議を存続させるか否か、存続させるとした場合、条例に基づき附属機関として設置する、あるいは所掌事務の範囲を明文で限定するなどしてその活動が附属機関と同じ活動にならないようにするなど、適切な措置を講じ、その結果を平成24年10月13日までに報告すること。
- (2) 上記報告をするまでの間、推進会議の活動を停止するための適切な措置を講じ、その結果を平成24年5月31日まで報告すること。

2 講じた措置の内容

- ・上記(2)については、平成24年5月17日付生市活第69号で報告済。
- ・上記(1)については、勧告を踏まえ、附属機関として設置すべく、平成24年9月定例市議会に条例案を提案し、可決に至った。

以上